

独立行政法人自動車技術総合機構が使用する検査機器の 判定値設定の不備について

近畿検査部 京都事務所長



独立行政法人自動車技術総合機構(以下、機構)の検査機器の判定値設定に不備があり、保安基準不適合のおそれがある車両を保安基準適合と判断した事案が発生しました。

この度は、受検者をはじめ多くの関係者の皆様方に御迷惑、御心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

当機構としましては、今後、早急に原因究明を行うと共に再発防止対策を講じ、一日も早く国民の皆様のご信頼を回復できるよう努めて参ります。

なお、今回の事案発生にあたり、設定値不備の期間に受検した使用者の皆様に対し、確認検査をお願いするダイレクトメールを郵送しております。

このため、今後ダイレクトメールを受け取られた使用者の方から認証工場の皆様へ問い合わせが発生するかと存じますが、本件については認証工場に問題はなく、機構において生じた不備により確認検査をお願いするものであり、その旨、使用者にお伝えください。また、使用者からの問い合わせに関しては、近畿検査部(072-812-1818)または本部企画部企画課(03-5363-344

1)まで連絡をされるよう併せてお伝えください。